

-聖隷デイサービスセンター藤沢（介護予防・日常生活支援総合事業）  
重要事項説明書

第1号通所事業  
(神奈川県指定 第 1472203742 号)

当事業所はご利用者に対して第1号通所事業を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、ご利用上ご注意くださいことを次の通り説明します。

### 1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 聖隷福祉事業団
- (2) 法人所在地 〒430-0906 静岡県浜松市元城町 218 番 26
- (3) 電話番号 (053) 413-3300
- (4) 代表者氏名 理事長 青木 善治
- (5) 設立年月日 昭和 27 年 5 月 17 日
- (6) インターネットアドレス番号 <http://www.seirei.or.jp/hq/>

### 2. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート 地下1階、地上11階建
- (2) 建物の延べ床面積 28,132.41 m<sup>2</sup>
- (3) 施設の周辺環境 施設は藤沢市大庭に位置します。周囲は住宅・商店・学校が点在し、主幹道路に面しているため交通の便も良好です。

### 3. 事業所の説明

- (1) 事業所の種類 第1号通所事業所  
平成23年4月1日指定 神奈川県 1472203742 号
- (2) 事業所の目的  
介護保険法令に従い、ご利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、そのご利用者が心身機能の改善等を通じて、できる限り要介護状態とならずに、自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご利用者に、日常生活を営むために必要な施設等をご利用いただき、介護予防通所介護を提供します。
- (3) 事業所の所在地 〒251-0861 神奈川県藤沢市大庭 5526-2  
交通機関 神奈川中央バス 「ライフタウン中央」バス停下車 徒歩5分
- (4) 電話番号及びFAX番号 TEL (0466) 86-9020 FAX (0466) 86-9071
- (5) 管理者 氏名 長谷川 由貴子
- (6) 事業所の運営方針  
①ご利用者の人格を尊重し、安全で且つ居心地のよい場所となるよう心がけます。

②ご利用者が生き生きと活動できるよう、一人一人の個性を生かせるプログラム作りを行います。

③利用者本位のサービスを心がけ、利用者及び家族の在宅療養生活のサポートに努めます。

(7) 開設（サービス開始）年月日 平成 28 年 10 月 1 日

(8) 通常の事業の実施地域

藤沢市

辻堂神台一丁目～二丁目、辻堂新町一丁目～四丁目、羽鳥、城南、稲荷、本藤沢、花の木、みその台、大庭、善行、善行坂、西俣野

亀井野一丁目から二丁目、亀井野山ノ神西、亀井野山ノ神、亀井野屋中、亀井野西ノ谷、亀井野狼谷、亀井野不動前、亀井野不動上、亀井野土橋、石川、天神町、円行、桐原工業団地、遠藤、湘南台一丁目から五丁目、土棚、菖蒲沢、打戻、瀬郷、宮原

茅ヶ崎市

芹沢、堤、行谷、下寺尾、みずき、香川、松風台、甘沼、赤羽根

(9) 営業日及び営業時間

営 業 日：月曜日から土曜日（祝日は営業する）

但し、年末年始(12 月 30 日から 1 月 3 日)は除く

営 業 時 間：午前 8 時から午後 5 時まで

サービス提供時間：午前 9 時 15 分から午後 4 時 30 分まで

様のご利用時間は、： ～： になります。

(10) 利用定員

1 日 40 名 （要介護を含む）

#### 4. 職員の配置状況

● 当事業所では、以下の職種の職員を配置しています。

(1) 管理者：1 名（常勤兼務）

事業所の運営・管理全般を行います。

(2) 通所介護従事者

生活相談員：4 名以上（常勤兼務 5 名）

ご利用者様の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

看護職員：6 名以上（常勤兼務 4 名 非常勤兼務 2 名）

ご利用者の健康管理や療養上の世話、日常生活上の介護、介助等も行います。

介護職員：10 名以上（常勤兼務 4 名 非常勤兼務 10 名）

ご利用者の日常生活上の介護及びに健康保持の為の相談・助言を行います。

機能訓練指導員：4 名以上（常勤兼務 2 名 非常勤兼務 2 名）

日常生活を営むのに必要な機能の回復維持の為に訓練を行います。

#### 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

(i) サービスの概要

① 日常の身体介護に関すること

日常生活動作の状況により、必要な支援及びサービスを提供します。

- ア 排泄の介助及び見守り
- イ 移動、移乗動作の介助及び見守り
- ウ その他必要な身体介護及び見守り

② 保清に関すること

自宅において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供します。

- ア 衣類の着脱介助及び見守り
- イ 身体の清拭、洗髪、洗体の介助及び見守り
- ウ 足浴、手洗いの介助及び見守り

③ 食事に関すること

利用者に対して、必要な食事サービスを提供します。

- ア 配膳、下膳の介助及び見守り
- イ 食事、おやつ、水分摂取の介助及び見守り

④ アクティビティに関すること

ご利用者が自宅で日常生活を送るのに機能低下を予防する為の相談と訓練を提供します。また、利用者の身体的・精神的な疲労回復と気分転換が図れるようにします。

- ア レクリエーション活動
- イ 行事
- ウ 集団体操
- エ 機能訓練

⑤ 看護に関すること

日常的に必要な看護サービスを提供します。

- ア 健康相談と確認
- イ 健康維持に必要な処置
- ウ 急変時の対応

⑥ 送迎に関すること

送迎に必要なサービスを提供します。

- ア 移動、移乗の介助及び見守り
- イ 自宅、事業所間の送迎

⑦ 相談、助言に関すること

ご利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談、助言を行います。

**(ii) サービス利用料金**      **〈約款第5条参照〉**

別紙に定めます。

**(2) 利用料金のお支払方法**      **〈約款第5条参照〉**

介護保険利用自己負担額及び、給付対象とならないサービス料金・費用は、次のとおりお支払い下さい。

○1ヶ月ごとに計算し、前月分をご請求しますので、当月末日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ア. 金融機関口座からの自動引き落とし  
イ. 現金でのお支払い

### (3) 利用の中止

○利用予定日の前に、ご利用者の都合により、サービスの利用を中止することができます。

この場合、前日営業時間内までに事業所へ申し出てください。

○ご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、当日ご連絡ください。

聖隷デイサービスセンター藤沢 Tel : 0466-86-9020 までご連絡下さい。なお、8:00 までは留守番電話になっておりますので、お名前とご用件をお話ください。折り返し、ご連絡いたします。

指定したお時間までに連絡がなく休まれた場合は、食事代を負担していただきます。

### (4) 第1号通所事業利用中の緊急対応について

サービス提供時において、ご利用者に病状の急変が生じた場合や通所介護での対応が困難な状態、その他必要な場合は、速やかに主治医、関連事業所等への連絡を行う等の必要な措置を行います。また、サービス利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当事業所は、利用者及び代理人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

## 6. 第1号通所事業利用をやめる場合 〈約款の終了について〉

約款期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、ただし以下のような事項に該当するに至った場合には、当事業所との約款は終了します。

- ① 利用者が死亡した場合
- ② 介護認定によりご利用者の心身の状況が自立又は要介護と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④ 施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合
- ⑥ ご利用者から解約又は約款解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から約款解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

### (1) ご利用者からの解約・約款解除の申し出 〈約款第3条参照〉

約款期間中であっても、ご利用者から利用約款を解約することができます。その場合には、速やかに当事業所及び利用者の居宅計画作成者にご連絡ください。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 事業所の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ ご利用者の「居宅サービス計画」が変更された場合
- ④ 事業所もしくは事業所の職員が正当な理由なく本約款に定めるサービスを実施しない場合
- ⑤ 事業所もしくは事業所の職員が守秘義務に違反した場合

- ⑥事業所もしくは事業所の職員が故意又は過失によりご利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本約款を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

## （２）事業所からの約款解除の申し出 〈約款第４条参照〉

以下の事項に該当する場合には、本約款を解除させていただくことがあります。

- ①ご利用者が約款締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本約款を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご利用者による、サービス利用料金の支払いが３ヶ月以上（※最低３ヶ月）遅延し、相当期間を定めた催告にも関わらずこれが支払われない場合
- ③ご利用者が、故意又は重大な過失により事業所又は事業所の職員もしくは財物・信用等を傷つけ、又は著しい背信行為を行うなどによって、本約款を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ご利用者の行動が他のご利用者もしくは事業所の職員の生命・身体・健康に重大な影響を及ぼす恐れがある、あるいは、ご利用者が重大な自傷行為（自殺にいたる恐れがあるような場合）を繰り返すなど、本約款を継続しがたい重大な事情が生じた場合
- ⑤ご利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当事業所での適切な介護予防通所介護の提供限度を超えると判断された場合

## （３）約款の終了に伴う援助

約款が終了する場合には、事業所はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

## ７．サービス提供における事業所の義務

当事業所は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、ご利用者の生命・身体・生活環境等の安全やプライバシーの保護などに配慮するなどの義務を負います。当事業所では、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご利用者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ② ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご利用者から聴取、確認します。
- ③ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご利用者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ 利用者に提供したサービスについて記録を作成し、終了後５年間保管するとともに、当法人の個人情報保護運用規程に基づき、ご利用者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。



## (2) 行政機関その他苦情受付機関

○神奈川県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談課

電話：045-329-3447

○藤沢市 介護保険課

電話：0466-50-3527

○茅ヶ崎市 保健福祉部 高齢福祉介護課

電話：0467-82-1111

○逗子市 高齢介護課

電話：046-873-1111

## 11. 重要事項を説明した年月日

☐ デイサービスセンター ☐ ご利用者宅

年 月 日

事業所 藤沢市大庭 5526-2

聖隷デイサービスセンター藤沢

説明者 氏名 \_\_\_\_\_ 印

第1号通所事業の提供にあたり、本重要事項説明書に基づく重要な事項を、ご利用者又は扶養者に対して説明しました。

\*なお、この重要説明書の内容に変更が生じた場合は、ご利用者又は扶養者にその内容を文書にて通知します。

### 附則

平成28年10月1日から施行する。

平成29年 4月1日 一部改訂

平成29年12月1日 一部改訂

平成30年 8月1日 一部改訂

平成31年4月22日 一部改訂

2019年 7月1日 一部改訂

2019年10月1日 一部改訂

2021年4月1日 一部改訂

2023年 4月1日 一部改訂

2024年4月1日 一部改訂